契約締結後の公表

水戸市上下水道局広報紙仕分け業務委託について，次のとおり地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第１項第３号の規定により随意契約による契約を締結したので，水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第129条の２第1項第３号の規定に基づき，次のとおり公表する。

令和７年４月24日

水戸市上下水道事業管理者　園部　孝雄

１　随意契約の内容

（１）　業務名　　　上下水道局広報紙仕分け業務委託

（２）　契約日　　　令和７年４月24日

（３）　契約金額　　町内会長等仕分け業務　　　　　　　　　　　127円（１件当たり）

　　　　　　　　　　コンビニエンスストア仕分け業務　単独店舗　127円（１件当たり）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取りまとめ店舗　131円（１件当たり）

　　　　　　　　　　　　　　　 取りまとめ店舗（封筒あり）　598円（１件当たり）

　　　　　　　　　　水戸市民会館　　　　　　　　　　　　　　　127円（１件当たり）

事務費　15.8％（１円未満の端数は切り捨てる）

（４）　契約期間　　令和７年４月25日から令和８年３月31日まで

２　契約の相手方

（１） 所在地　　 水戸市大塚町１８６３－１６９

（２） 名称　　　 公益社団法人　水戸市シルバー人材センター

　　　　　　　　　　理事長　加倉井　健一

３　契約の相手方とした理由

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第２項に規定するシルバー人材センターであるため。